

日本選手権等における浮き具の使用について

日本選手権等において、S1・S2のクラスでは浮き具付の種目を設けている。

これは、過去の日本選手権において

①C1C2で「極度に頭部コントロールが悪い重度四肢麻痺で、トランクコントロールも悪く、手や手首の機能も低い。筋緊張の増加と多大な原始的反射がみられる。」ことなどから「浮き具なしでは泳ぐことができない、また水面で浮き姿勢をとることができない。背浮きでは頭部が水面下に位置し、背中がアーチ上になる。伏し浮きでは頭部と脚の伸展が強く、トランクをまっすぐに保てない、また息継ぎのために頭を持ち上げることができない。」選手

②UL1で「伏し浮きから自力で背浮き姿勢に変換できず、顔が水面下になった場合、呼吸の確保に問題がある」選手

について、浮き具付の競技に出場することができるとしていたことへの救済である。

この浮き具付の種目に出場する選手は、その旨申請をしなければならない。

この場合の浮き具と介助について次のように定める。

- ア. 水かきのついた手袋や足ひれ、フィン、浮く機能つきウェットスーツなど競技中にスピードや浮力、持久力を過度に助長するような道具を使用/着用することは許されない。
- イ. ボディフロート用具は1つ(1対)使用してよい。以外に呼吸の確保のため、頭部サポートの追加も許される。
- ウ. アームバンド、(首に巻く)カラー、ベストのようなものは使用してよいが、大きな救助用タイプのもの、タイヤやタイヤチューブ、ボディリングは認められない。
- エ. 技術委員は競技会の各レースに先立って浮き具を検査することが出来る。
- オ. レース中またはスタートにおいて、水中で介助者をつけることは許されない。
- カ. 以上に違反があるとみなされたときは失格となる。

以上